

議案第17号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1鳥獣被害対策実施隊員の項中「6,000円」を「8,000円」に
改める。

別表第1消防団の項を次のように改める。

消防団	団長	年額	156,000円	1 災害出動とは、水火災、地震等の災害に対応する出動をいう。 2 その他の出動とは、本部から指令された警戒、訓練等の職務に従事する出動をいう。 3 その他災害出動及びその他の出動の回数の算定に必要な事項は、市長が別に定めるところによる。
	副団長	年額	120,000円	
	本部長	年額	108,000円	
	本部員	年額	96,000円	
	分団長	年額	75,000円	
	副分団長	年額	63,000円	
	部長	年額	57,000円	
	班長	年額	39,000円	
	団員	年額	36,500円	
	災害出動 (従事した職務の時間が4時間以上の場合)	1回		
災害出動 (従事した職務の時間が4時間未満の場合)	1回		4,000円	

	その他の 出動	1回	1,500円	
--	------------	----	--------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1（災害出動及びその他の出動に係るものに限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出動を命じられたものについて適用し、施行日前に出動を命じられたものについては、なお従前の例による。